

松阪市基幹相談支援センター業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、松阪市基幹相談支援センター業務委託について、最も適した提案を行った委託者を選定するため、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

松阪市基幹相談支援センター業務委託

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※契約締結後から令和8年3月31日までの間を準備期間として、次の業務を行う。

(ア) 必要な人員の確保及び研修の実施

(イ) 業務に必要な消耗品、備品等の準備、設置

(ウ) その他、松阪市と受託者が協議の上、決定した事項

これらに伴う費用は、決定事業者が負担する。

(4) 見積限度額

総額 135,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※令和8年度から令和12年度までの総額

3. プロポーザルに係る日程

項 目	年 月 日
ホームページ公告	令和7年11月7日（金）
質問書の提出期限	令和7年11月21日（金）
質問書の回答期限	令和7年11月26日（水）
参加申請書兼誓約書の提出期限	令和7年12月3日（水）
参加資格審査結果通知日	令和7年12月5日（金）
企画提案書等審査資料の提出期限	令和7年12月10日（水）
プレゼンテーション実施日	令和7年12月15日（月）（予定）
審査結果通知及び契約締結	令和7年12月下旬

4. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿（業務委託）の大分類「事務事業委託」、中分類「福祉・介護サービス」に登録があること。
※現在名簿に登録されていない場合でも、令和 7 年 1 1 月 2 0 日までに三重県市町総合事務組合による共同受付の審査が完了すれば、令和 7 年 1 2 月 1 日時点の名簿に登録され、本件への参加が可能となる。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 申請日において国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (7) 申請日において県内で指定特定相談事業所又は指定一般相談支援事業所を設置している者。

5. 参加申請書兼誓約書の提出について

- (1) 提出書類：様式第 1 号「参加申請書兼誓約書」
- (2) 提出場所：松阪市健康福祉部障がい福祉課
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限：令和 7 年 1 2 月 3 日（水）16 時 3 0 分まで
- (5) 参加資格審査結果を令和 7 年 1 2 月 5 日（金）16 時 3 0 分までに通知する。

6. 質疑について

質疑がある場合は期限までに FAX もしくはメールで照会するものとする。

- (1) 提出書類：様式第 2 号「質問書」
- (2) 提出方法：電子メールで提出すること。
また、送信した際にはその旨を電話連絡すること。
提出先は以下のとおり。

松阪市健康福祉部障がい福祉課

E-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

(3) 提出期限：令和7年11月21日（金）16時30分まで

(4) 回答期限：令和7年11月26日（水）16時30分までに全業者へ回答する。

7. 審査資料の提出等について

(1) 提出場所：松阪市健康福祉部障がい福祉課

(2) 提出書類：提出書類は下記の①～⑧とする。

①企画提案書（任意様式）…正本1部、副本6部

②会社概要（任意様式、パンフレットも可）…1部

※業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。

③提案見積書（様式第3号）…1部

※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

④委託業務実績書（様式第4号）…1部

⑤職員配置及び事業所設置状況書（様式第5号）…1部

⑥基幹相談支援センター業務実施体制について（様式第6号）…1部

⑦納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）…1部

※地方税、国税について未納がないことを証明する書類又はその写し

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限：令和7年12月10日（水）16時30分まで

8. 企画提案書の作成について

(1) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

(2) 別紙「仕様書」の内容に基づいた記載とすること。

9. 審査について

(1) 審査方法

本市においてプレゼンテーションを実施し、審査評点の合計点を参考に審査委員会の中で総合的に判断し、優先交渉者及び次点者を決定する。プレゼンテーションは、企画内容の説明を20分以内、審査員からの質疑回答15分以内の計35分以内とし、

事業者の出席人数は3名以内とする。企画内容の説明は、企画提案書の内容及び提出書類のみとし、パソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。）。なお、プレゼンテーションの開始時間及び開催場所は、参加申請書兼誓約書提出後に電子メールで別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに文書により通知する。

(3) 優先交渉者の決定

審査の結果、評価基準による総得点が総配点の6割以上ある者を交渉者とし、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(4) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合は、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を優先交渉者として決定する。

10. その他

- (1) 企画提案に要する経費については、参加者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 参加申請書兼誓約書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を令和7年12月9日（火）16時30分までに、所管課へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡することとし、必ず書留又は簡易書留とすること。
- (4) 企画提案書等審査資料に虚偽の記載があった場合は、失格又は無効となる場合がある。

11. 問い合わせ先（所管課）

松阪市健康福祉部障がい福祉課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL：0598-53-4082 FAX：0598-26-9113

E-mail：shogai.div@city.matsusaka.mie.jp